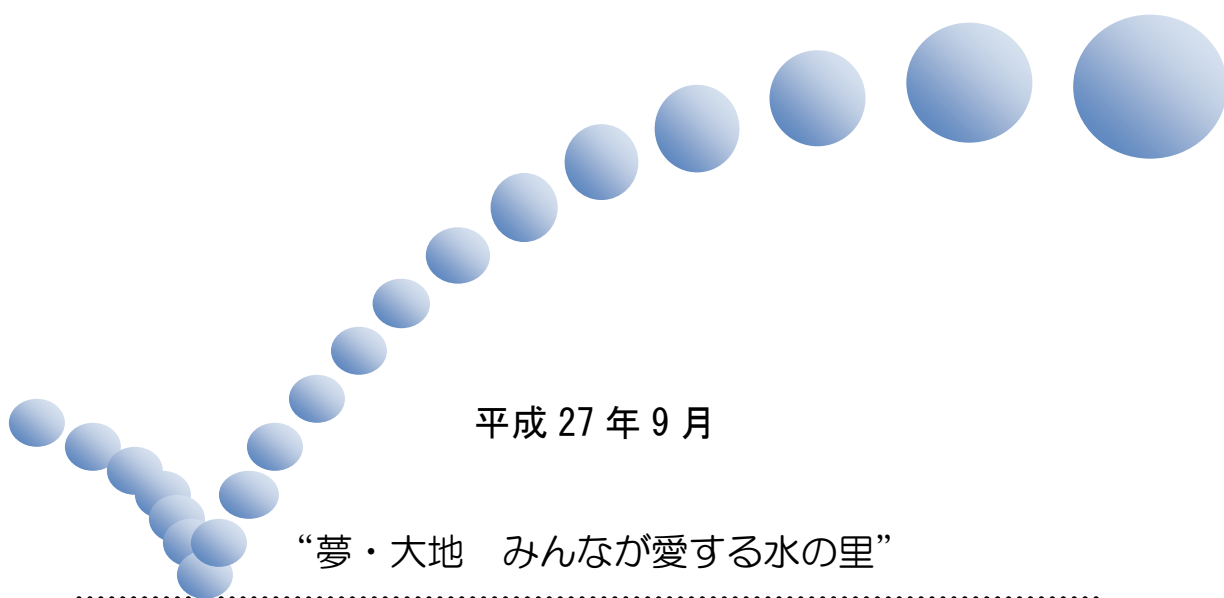


登米市の教育の振興に関する 施策の大綱

— 平成 27 年度～平成 32 年度 —



平成 27 年 9 月

“夢・大地 みんなが愛する水の里”

登米市

1 「大綱」策定の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成26年6月に一部改正され、平成27年4月から施行されました。

法改正の趣旨は、教育の政治的中立、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化、そして、より民意を反映した教育行政の推進を目的としています。

また、近年の教育行政は、福祉や子育て、地域振興など、一般行政との綿密な連携の必要がますます高まっています。

こうした法改正の趣旨や、近年の教育行政と一般行政との関わりを踏まえ、地域の実情に応じた総合的な教育に関する施策の大綱の策定が法制化されました。

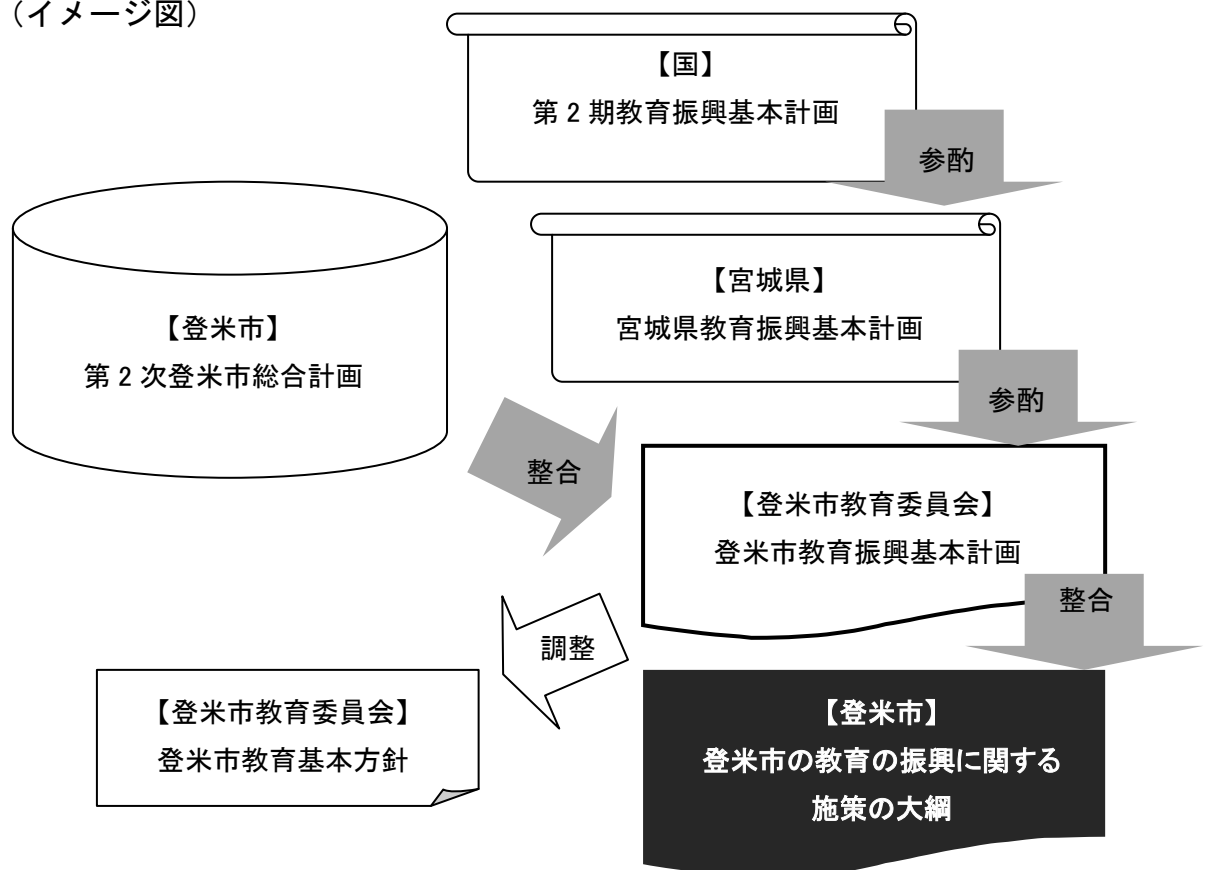
2 「大綱」の位置付け

「登米市の教育の振興に関する施策の大綱」は、登米市の教育行政を推進するための基本指針となることから、本市の計画や施策との整合性を保つものであります。

「第二次登米市総合計画」の基本理念達成に向け、本市の教育が目指す姿や、今後推進すべき目標と基本方向を明らかにするもので、教育基本法に基づき教育委員会が策定した「登米市教育振興基本計画」に連動するものであります。

なお教育委員会では、「登米市教育振興基本計画」に基づき推進する事業の方針「登米市教育基本方針」を毎年度作成します。

(イメージ図)



3 「大綱」の期間

平成 27 年度から平成 32 年度（6 年間）

4 目指す姿

変化の激しい社会にあって、人々が自立した一人の人間として生きていくためには、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる「生きる力」を確実に身につけていかなければなりません。同時に、社会の一員として、ふるさと登米が培ってきた歴史や文化を土台に、よりよい社会を創造する、心豊かで主体的に生きる人間を育むことが求められています。

人が幼児期から自ら学ぶことを楽しみ、生涯にわたって学び続けるためには、大人たちの励ましや支え、豊かな体験や出会いが必要です。こうした体験を通して、人は自らが果たすべき役割に「気づき」「考え」「行動する」ことができるようになり、さらには将来を見据え、自らの夢や志の実現に向け、努力し続ける力を身につけることができます。

このような育みは、学校・家庭ばかりではなく、社会全体の責務として、家庭・地域・学校が強い絆のもと、一体となって取り組むことが必要です。また、地域課題に向き合い、学びながら地域住民が歩み続けていくため、地域のさまざまなリーダーの育成を図り、地区コミュニティ組織との連携による教育環境の整備を進めていかなければなりません。

こうしたことから、登米市が目指す姿を次のように設定します。

目指す姿

- ◎ ふるさと「登米」を愛し、誇りを持ち、未来に向かって道を切り拓く、心身ともに元気な「登米人」が育っています。
- ◎ 自立・協働・創造する人づくりを基にした教育が展開されています。
- ◎ 人々の強い絆のもとに、生きがいを持ち、生涯にわたって学び続け、文化や伝統を守り、育む地域社会が形成されています。

5 計画の目標

目標 1

自らの夢の実現に向けて、自ら「気づき」「考え」「行動」できる、たくましい人間を育みます。

☆ 変化の激しい社会の中にあって、たくましく社会を生き抜くために必要な知識・技能を身につけさせます。

☆ 社会の中で自らが果たすべき役割を認識し、その実現のために自己理解の上に立ち、主体的に行動できる人づくりを進めます。

目標 2

私たちが生まれ育つ「登米」の素晴らしさを認識し、歴史が培ってきた文化や規範を尊重するとともに、思いやりの心にあふれた人と人とのつながりの深い社会をつくります。

☆ ふるさとを守り、育ててきた先人の思いを大切にし、これまで積み重ねてきた文化や規範を尊重する人づくりを進めます。

☆ 思いやりや助け合いの心を育み、他者と適切な関係を築きながら、ともに次代を支える人づくりを進めます。

目標 3

家庭・地域・学校の教育力の充実と連携の強化を図り、生涯を通じて学び続けることができる環境をつくります。

☆ 家庭・地域・学校それぞれの教育力を充実させ、相互に連携しながら人づくりを進める仕組みをつくります。

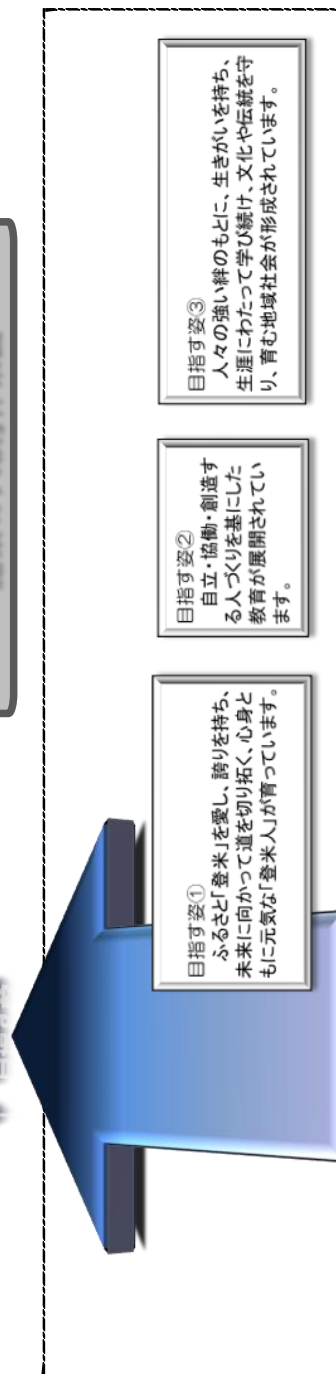
☆ 豊かな地域の教育資源を有効に活用し、社会全体で子どもを守り育てる環境をつくっていきます。

6 施策の基本方向

- 基本方向① 豊かな人間性や社会性と健やかな体の育成
- 基本方向② 学ぶ力・自立する力の育成と地域教育力の充実
- 基本方向③ 特別な支援を必要とする子どもへのきめ細かな教育の推進
- 基本方向④ 信頼され魅力ある教育環境づくり
- 基本方向⑤ 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる体制づくり
- 基本方向⑥ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

「登米市の教育の振興に関する 施策の大綱」体系図

I 目指す姿



II 計画の目標



III 基本的方向

